

契約にあたっての留意事項

(第1条関係)

- 業務契約書モデルはあくまでも例示であり、受任する業務内容に応じて修正して使用すること。
- 会社定款の目的では、「その他、上記に付随する一切の業務」と表現がされることがあるが、業務を受諾する側で、このような表現をすると、すべて付随する業務は税理士の仕事となつて、責任の範囲は広がり、また、付随業務のすべての報酬も第3条の金額に含まれることになるのでこのような表現はしないこと。

(第3条関係)

- 第1項、第2項はあくまで例示的に示したものであり、このまま金額を書き加えて完成させることを求めるものではないことに留意されたい。

(第4条関係)

- あくまで例示的に示しているものであり、口座引落としの方法による場合などは、いつ行われた業務にかかる報酬がどのタイミングで引き落とされるのか等を明らかにすることも、支払いに関するトラブルを防止する観点から重要である。

(第5条関係)

- 税理士業務には、納税者に代わって申告や申請を行うこと等、一定の期限が存在するものがある。期限間際では通常に要求される高度注意義務の履行は不可能であり、この資料持参遅延による不利益については、その原因となった依頼者に責任負担のあることを求めた。

(その他)

印紙税関係

- 税理士委嘱契約書には、税務書類等の作成を目的として、一定の金額を支払うことを約したもの（請負を含む契約）が多いと考えられ、相談に応じることのみを受任した場合など純粋な委任契約である場合を除き、原則として第2号文書（請負に関する契約書）に該当するのであるから留意する。業務契約書モデルの場合、税務書類等の作成の対価として一定の金額を支払うことを約した契約書であるため、第2号文書に該当し、記載金額（税務書類及び決算書類の報酬）に応じた収入印紙を貼付する必要がある。

税理士法の遵守

- 税理士は、その使命に照らし、依頼者の適正納税義務の履行を援助するとともに、守秘義務等税理士法に規定する事項を遵守しなければならない。

業務契約書に「賠償責任」に関する条項を設ける場合

- 当該条項は、関与先の税理士に対する損害賠償請求権に一定の上限を設定するものであることから、条項を設ける際は、損害賠償額に制限を設ける理由、上限額などについて、関与先

に十分な説明を行い、適宜内容について協議した上で締結することが望まれます。

(例) 第〇条 損害賠償

- 1 甲及び乙が、本契約に関し、自らの責めに帰すべき事由によって、相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し、直接に生じた通常の損害を賠償しなければならない。
- 2 乙が、前項に基づいて、甲に対しその損害を賠償する場合、賠償額は第3条に定める報酬額の〇か月分を上限とする。ただし、甲の被った損害が乙の故意又は重過失に起因する場合はこの限りでない。